



竹田 ゆかり 市政通信

〒248-0024 鎌倉市稲村ガ崎 5-31-11 連絡先 090-3535-4474

E-mail yukari.ain@gmail.com

「通信」という言葉には交流・ふれあいの意味があります。

鎌倉市の「みよ、どい」へ行く？

3月26日、市はこれまで山崎下水処理場未活用地に「新ごみ焼却施設」の建設を予定していたが、「計画を撤回する」との発表を行った。名越クリーンセンターは2025年稼働停止予定。6年後の可燃ごみはどこで焼却するのか。

【発表内容概略】

市は4年前、「新ごみ焼却施設」建設予定地に「山崎下水処理場未活用地」と公表したが、地域住民との合意が得られず平行線となった。その後広域連携を模索してきた。一方、近年各自自治体が循環型社会の形成に取り組んだ結果、ごみの排出量が減少、①県内での「焼却可能余剰分」が相当量ある（県内可燃ごみ157万トン、焼却能力316万トン：2016年）②今後人口が減少し、ごみも減少する③ごみの資源化技術も向上する④市はSDGs未来都市に選定された。以上のような新たな要素が加わったので、これまでの取り組みを改めて考察した結果「新たな焼却施設は造らない」とした。具体的には●名越クリーンセンター停止後、逗子市の焼却施設で焼却する。または民間事業所で焼却する。●市の焼却量を1万トンにまで抑えるため「生ごみ資源化施設」を今泉クリーンセンター跡地に建設●紙おむつ、事業系ごみの資源化をする。

【懸念されること】

●2市1町（鎌倉・逗子・葉山）広域連携協議内容に逗子市での焼却も検討することにはなっていないが、まだ何も決まっていない。●生ごみ資源化施設の建設地、今泉住民との合意形成はされていない。

鎌倉市民の「表現の自由」が危機に！

不適切な庁舎管理規則の見直しを求める 一般質問より

デモ行進の内容によって、庁舎前庭に集合することさえ認めない「鎌倉市庁舎管理規則」の問題性について取り上げてきた。（今回で3回目）12月一般質問で見直しを求めたところ、総務部長より「指摘を受けて十分な議論を尽くしていく」との答弁を得た。しかし現在他市の情報を収集するだけで、議論は全く始まっていない。

2月議会では、そもそも5年前に「庁舎管理規則」に付随する「審査基準」が策定されるきっかけとなったU議員の一般質問（2013年12月10日）にさかのぼって問題性を指摘した。当時の総務部長はU議員の質問に「庁舎内の行為は政治活動であることをもって行為を禁止していない。行為の内容によって判断している」と答弁している。にも関わらず、市長は「政治活動は禁止していく」「庁舎内での活動は政治的に中立でなければならない」と答弁している。

この答弁に対して、今回は「政治的に中立でなければならないのは、市の職員が職務執行上でのこと。庁舎内での活動とは誰の活動か」との問いに、市長は「市民のこと。庁舎において市民が政治活動等を行うことを許可すると、市の政治的中立性に疑念が生じる」と答弁した。この答弁からもわかるように、「疑念が生じるから、一切の政治的表現活動を

【迷走し続ける鎌倉市ごみ処理施策】

- 2008年「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設計画」策定
- 2011年 市長当選2年後、同計画取りやめ「ごみ焼却施設」建設に方針転換
- 2015年 建設予定地を「山崎下水処理場未活用地」と公表 「反対する住民の会」から白紙撤回を求められる。
- 2016年 2市1町で「ごみ処理広域連携覚書」締結
- 2017年「広域連携協議内容」に鎌倉市のごみを逗子市の焼却施設で焼却することも視野に検討することが了承される
- 2019年 3月 「新ごみ焼却施設」建設計画撤回（これからも迷走するのか？）

禁止することで、市の政治的中立性を保つ」と言っているのである。これは正に、市民の権利（表現の自由）を守るべき行政の責任放棄である。

市が政治的中立性を守るということは、あらゆる政治的主張（表現活動）を尊重し保障することではないか。（勿論ヘイトは除外されるが）…6月議会につづく。

〈庁舎内行為許可に係る審査基準〉

第3条 次に該当する行為は許可しない。

- (3) 特定の思想、政治的信条、宗教の普及を目

鎌倉市の公文書、5月より 一般質問より 西暦と元号の併記となる！

これまで鎌倉市の公文書における年表記は、「元号で表記する」こととしてきた。2016年12月一般質問において、「誰もが分かりやすい表記とするために、西暦と元号を併記にするよう」求めた。

市は、今回の改元を機に、公文書の年表記を、「併記する」こととした。(例) 令和1年(2019年)

ちなみに藤沢・逗子市は西暦が先。今回、併記としたことは評価するものの、市民憲章に「鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし…」とあることを考えれば、西暦が先でもよい…との感想を持つ。

鎌倉市の「ヤングケアラー」について

「ヤングケアラー」とは、家庭の事情で、子どもでありながら大人が担うような「家族の介護」をしたり、家事育児などをしなければならない状況にある18歳未満の子どものことであるが、全国的にはまだ認知度が低い。しかし鎌倉市においてもヤングケアラーとなっている児童生徒がいることが確認されている。

ヤングケアラーとなっている子は、自分から声を上げにくい状況にある。地域や学校で早期に発見し、支援につなげていくこと、早期発見のために「ヤングケアラーについて学ぶ研修」の実施と、市からの情報発信を求めた。(答弁) 教育センターの研修とし

地域特性を生かした

今日本にとって、再生可能エネルギーにシフトする必要性は、どの国よりも差し迫った問題である。「鎌倉市エネルギー基本計画」では、鎌倉市の利用可能性からみると「太陽光・バイオマス・太陽熱・地中熱」の4つであるとし、また東工大との共同研究では深沢のまちづくりにおいて、「河川熱・地下水熱」の導入可能性も検討されている。市の取り組み状況を確認した。(主な答弁) 太陽光発電システム機器の補助金増額をする。植木剪定材の一部をバイオマス発電燃料とし、電力を公共施設に利用する。その他は今後費用対効果等ふまえ、研究検討を進める。



2019年度予算、他2議案に

反対討論を行いました！ <概要>

●「鎌倉市 児童発達支援センター条例の一部を改正する条例」—反対 理由「鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園に指定管理者制度導入」のための改正。

指定管理者と保護者・児童との継続的な信頼関係が築けるか。個別の子どもへの「療育支援」が継続的に確実に行われるのか。日常的に事業者と市との情報共有・連携がとれるのか。児童発達支援のハブ施設としての機能が薄まるのではないか。(原案少数否決)

●「鎌倉市 子ども会館条例の一部を改正する条例」

—反対 理由子どもひろば設置により、子ども会館を閉館するというもの。これまで、地域の中で単独館として果たしてきた「多世代交流」「子育てコミュニティ」の機能を失うことになる。(原案多数可決)

●「2019年度 鎌倉市一般会計予算」—反対 理由

2019年度予算に「超過勤務手当」として5億円の計上。市の業務は年々増加し続け、職員一人当たりの業務量が増加している。しかしこの20年間、市は職員数を削減し続けてきた。メンタル不全による退職者の割合が、県内17市のうちで毎年一位。理由の一位が、「業務の負荷によるもの」。また近年、職員の「普通退職者」が増加傾向にある。鎌倉市で経験を積みながらも、他市への転職を選ぶ職員が増えている。わずかな「経費削減」と引き換えに、職員が「過重な業務」を担うことになり、結果としてメンタル不全に陥ったり、やりがいや失い普通退職により他市へ流出することは、業務の継続性を損なう。早急な状況分析と対応を求める。

包括予算制度(各部の予算枠内に収める)導入から5年。最大の問題は、予算が部の枠内に収まれば、市全体での優先順位が低くても予算化されていること。財政が硬直化している時こそ、全庁的な視野で「何が優先されるべきか」を見極めていくことが重要。包括予算制度の根本的な見直しが必要。教育予算については、英語非常勤講師の増員など、一部評価できるものの「小学校給食の公会計化」の予算が今年度も計上されなかったことは問題。文科省の緊急提言が生かされていない。「スピード感をもって取り組む」との繰り返しの部長答弁は何だったのか。(原案多数可決)

可決した主な議案

* 鎌倉市公共の場におけるマナーの向上に関する条例
* 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例